

相馬市公共施設等総合管理計画
個別施設計画
(市民文化施設・集会施設編)

令和2年3月

相馬市

所管課

総務課

第一章 概要

(1) 目的

本計画は、平成 29 年 3 月に策定した「相馬市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設類型ごとに具体的方針を示すものです。

(2) 対象施設

- ① 本計画は、「相馬市公共施設等総合管理計画」に定める「市民文化施設」の「集会所施設」の全ての施設を対象とします。
- ② 「集会所施設」は、主に市民の文化的向上と福祉の増進を図るとともに、交流の場として利用することができる施設を対象とします。
- ③ なお、本市所有資産（建物等）による施設のほか、借用物件や複合施設等を含みます。

(3) 計画期間

平成 31 年度から令和 5 年度までの 5 年間とします。

ただし、社会情勢等により、変更が生じた場合は、都度見直しを行い、本計画へ反映させるものとします。

(4) 計画の進行管理

今後は、本計画に基づき、毎年度 P D C A 管理して計画の進捗管理を図ることにより、施設の見直しや計画的な改修等に努めていきます。

第二章 公共施設等の現況及び将来の見込み

(1) 保有施設の状況

① 施設一覧表

No.	施設名称	所管課	運営	所有	建築年度	経過年数	耐用年数	構造	延床面積 (㎡)	耐震	備考
1	山上多目的集会所	健康福祉課	直	市・主	S55	39	34	S	231	○	
2	細田公会堂	総務課	指	市・主	H5	26	22	W	120.33		
3	刈敷田集会所	総務課	指	市・主	H4	27	22	W	166.44		
4	川沼集会所	総務課	指	市・主	S56	38	22	W	98.83		
5	小泉集会所	総務課	指	市・主	S57	37	22	W	112.62		
6	新沼コミュニティセンター	総務課	指	市・主	S63	31	22	W	91.09		
7	細田東住宅団地集会所	総務課	指	市・主	H27	4	22	W	115.93		
8	坪ヶ迫団地集会所	総務課	指	市・主	S48	46	38	CB	93		
9	鷲山集会所	総務課	指	市・主	H27	4	22	W	162.31		
10	南ノ入集会所	総務課	指	市・主	H27	4	22	W	162.31		
11	北高野集会所	総務課	指	市・主	H27	4	22	W	162.31		
12	刈敷田南集会所	総務課	指	市・主	H27	4	22	W	115.93		
13	椎木多目的集会所	農林水産課	指	市・主	S55	39	22	W	152		
14	石上多目的集会所	農林水産課	指	市・主	S55	39	22	W	146		
15	小野多目的集会所	農林水産課	指	市・主	S63	31	22	W	182		

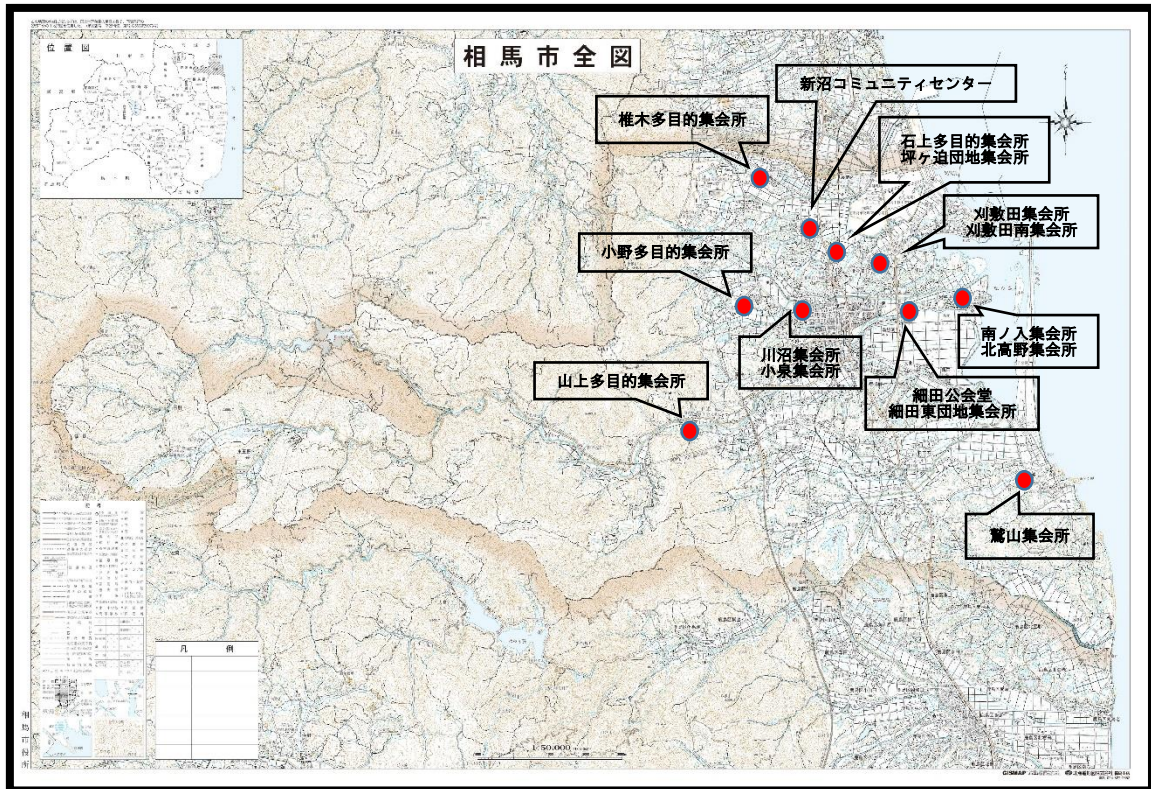
※平成 30 年 3 月 31 日時点

【凡例】

運 営	直＝直営 指＝指定管理 委＝運営の一部を委託（指定管理除く）
所 有	市・主＝市所有建物等で単独施設又は複合施設若しくは兼施設主要施設 市・副＝市所有建物等で複合施設又は兼施設で主要施設でないもの 借 ＝市以外が所有する建物等を借用 他 ＝リース、市以外が所有する建物等の入居部分のみ所有している場合等、その他の手法により調達した建物等
建築年度	複数の棟がある場合は、主体となる建物の建築年度を表示
構 造	RC＝鉄筋コンクリート造 SRC＝鉄骨鉄筋コンクリート造 S・SL＝鉄鋼造・軽量鉄骨造 W＝木造 CB＝コンクリートブロック造 PC＝プレキャストコンクリート造
耐 震	○＝施設の耐震化対象の全ての棟が対応済

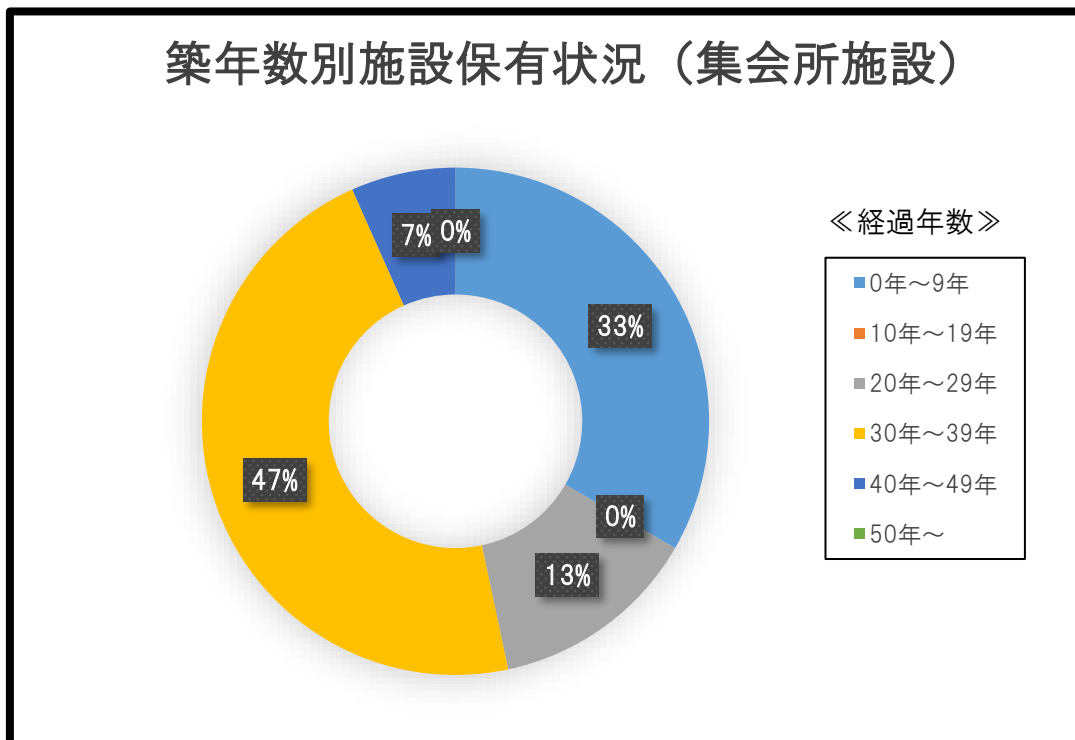
	<p>△＝施設の耐震化対象の棟のうち一部が未対応</p> <p>×＝未対応</p> <p>—＝耐震化対象となる棟がない施設</p>
備 考	※＝過去に増改築済の棟を一つの建物に集約した施設。

① 施設配置図



(2) 老朽化の状況

集会所施設の半数が30年以上の経過年数となっており、老朽化が進んでいます。



※平成30年3月31日時点

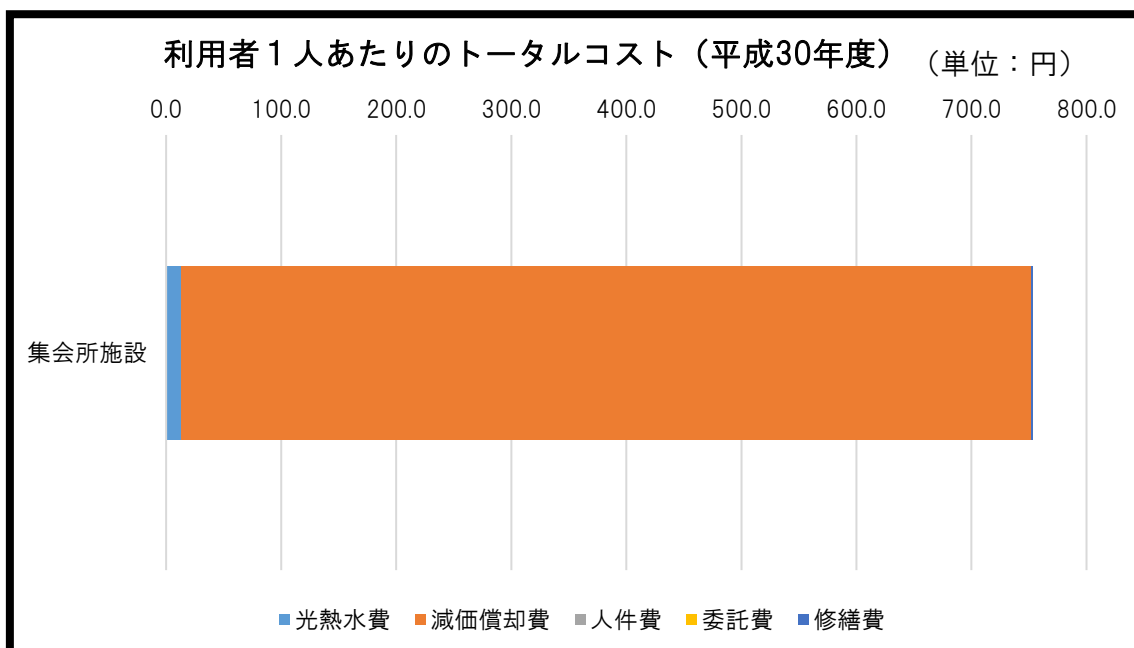
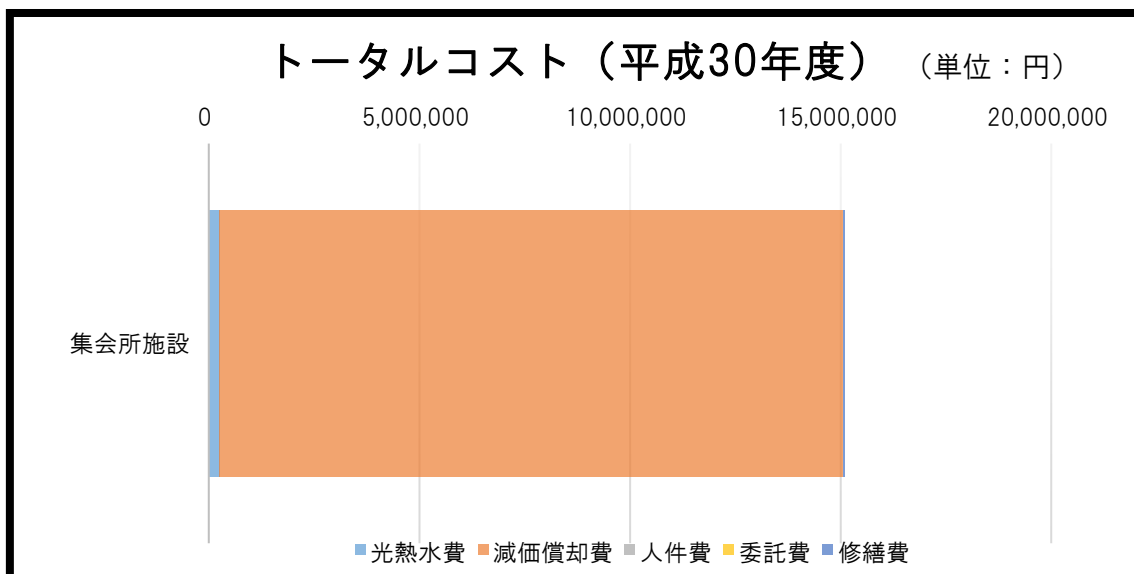
(3) 利用状況・利用見込み

集会所を利用する市民人口は、減少している集会所もありますが、増加傾向にあります。

No.	施設名称	利用状況（利用者数）			将来人口予想 令和5年度	備考
		平成28年度	平成30年度	増減率（%）		
1	山上多目的集会所	2,116	1,679	-21	1,332	
2	細田公会堂	1,360	1,097	-19	885	
3	刈敷田集会所	2,295	2,302	0.31	2,309	
4	川沼集会所	1,800	2,420	34	3,254	
5	小泉集会所	167	449	169	1,207	
6	新沼コミュニティセンター	962	1,287	34	1,722	
7	細田東住宅団地集会所	-	1,145	-	-	利用開始がH29年度のため、データなし
8	坪ヶ迫団地集会所	1,591	1,546	-3	1,502	
9	鷲山集会所	-	1,053	-	-	利用開始がH29年度のため、データなし
10	南ノ入集会所	-	120	-	-	利用開始がH29年度のため、データなし
11	北高野集会所	-	398	-	-	利用開始がH29年度のため、データなし
12	刈敷田南集会所	-	1,752	-	-	利用開始がH29年度のため、データなし
13	椎木多目的集会所	1,427	1,600	12	1,794	
14	石上多目的集会所	1,281	1,712	34	2,288	
15	小野多目的集会所	1,127	1,476	31	1,933	

※近年の増減率で進行した場合の令和5年度の利用者数。

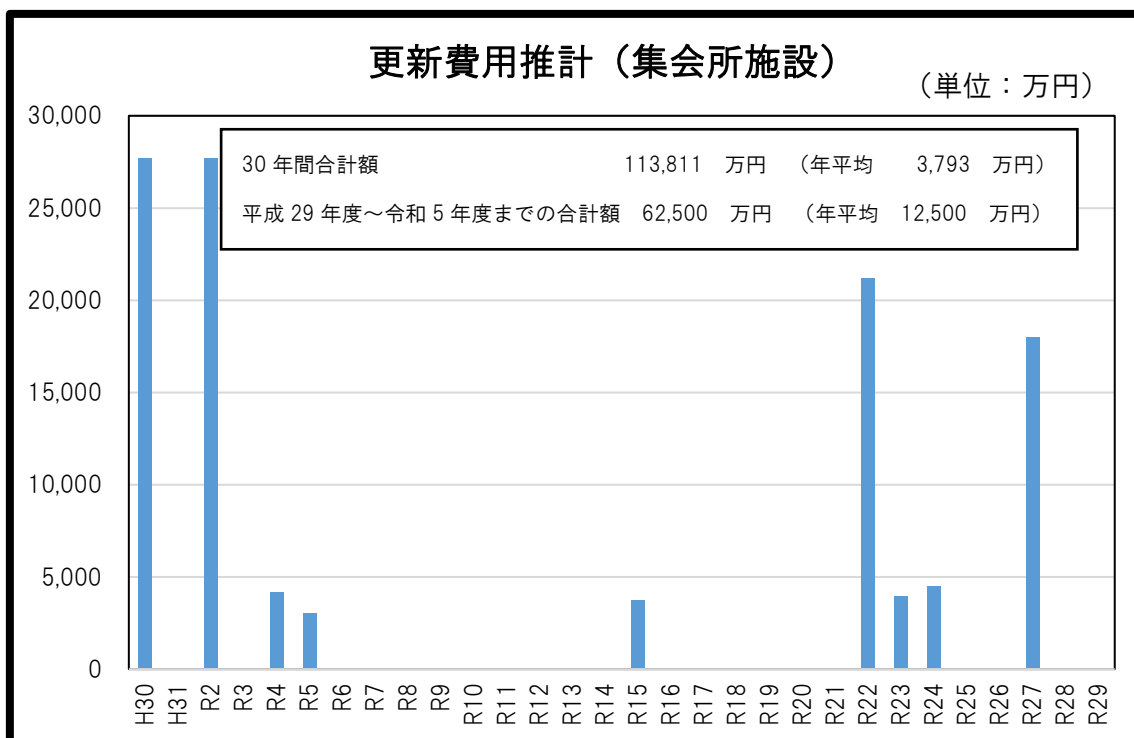
(4) トータルコスト



※山上多目的集会所のみ、光熱水費計上。他の集会所については地元へ指定管理をしており、指定管理者負担である。また、金額の大きな修繕については、集会所問わず市の支出であるため計上。

(5) 更新費用の推計

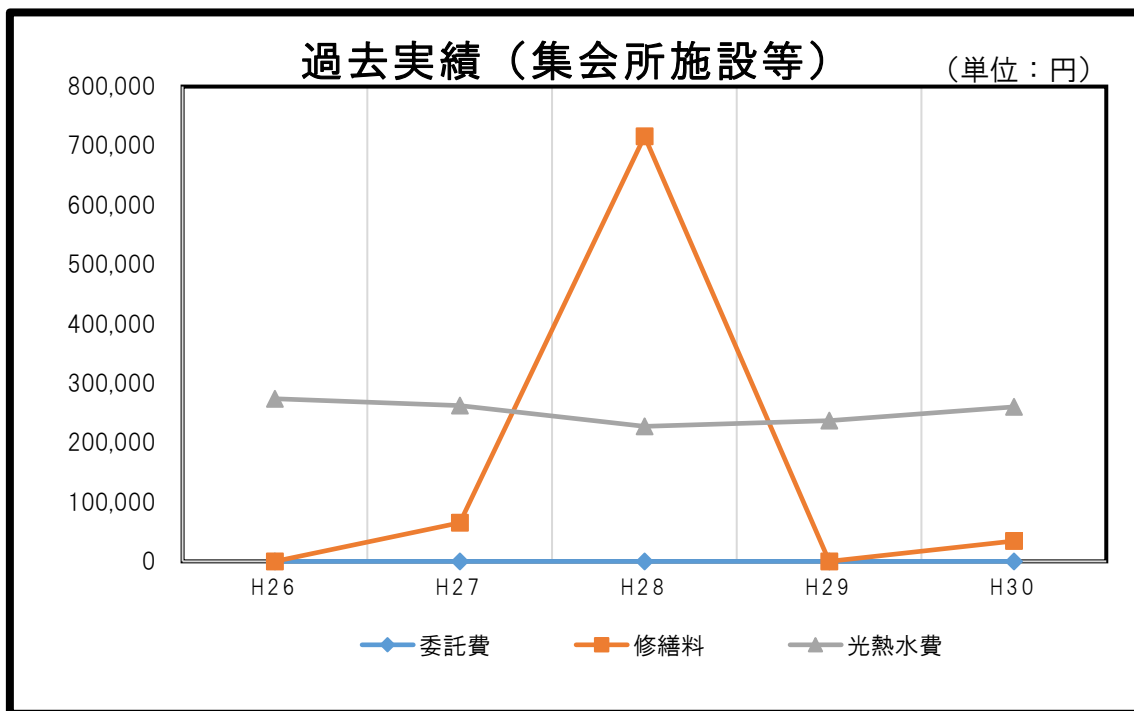
平成 27 年度に建築された集会所と今後も継続して使用する集会所を現状のまま維持し続ける場合に必要な更新費用は、30 年間の合計で約 11 億円となる見込みです。内訳として建築年度が古いものが多いことから令和 5 年度までに要する費用は約 6 億円の見込みです。



※総務省更新費用試算ソフトを使用。

(6) 過去実績（維持管理費）の推移

過去5年間の維持管理費の平均額は、11,276,541円であり、令和5年度までに要する費用も同程度の支出を見込んでいます。



※山上多目的集会所のみ、光熱水費計上。他の集会所については地元へ指定管理をしており、指定管理者負担である。また、金額の大きな修繕については、集会所問わず市の支出であるため計上。

第三章 施設類型別マネジメント方針

(1) 施設の役割

市民の文化的向上と福祉の増進を図るとともに、交流の場として市民に必要な施設です。

(2) 現状と課題

東日本大震災後に建築された集会所以外の施設は老朽化が深刻化しているため、更新費が非常に高額となっている。

(3) 今後の施設の在り方

東日本大震災後に建築された集会所については、老朽化等の心配は不要の施設となり、公共施設総合管理計画に基づき、適切に管理していきます。

老朽化が深刻な集会所について、改修・建替時期を利用者数や地区の状況等を勘案し、有効活用を図ります。

① 施設の長寿命化

法定点検を確実に実施するとともに、日常点検項目を設定の上、実施し、点検結果をもとに効果的なメンテナンスサイクルを構築します。

また、長寿命化にあたっては、点検診断等により得たデータ及び施設老朽化状況をもとに予防保全による計画的な改修を進めます。

なお、公共施設等総合管理計画で設定した築年数 60 年での建替え（改築）を行う場合と大規模改修を実施した上で、詳細診断を実施し、供用年数を 80 年に延ばす長寿命化を実施した場合の将来 30 年での更新費の費用比較は以下の通りです。

試算上 30 年目に大規模改修、60 年目に長寿命化改修を行い、80 年目で建替えすることと設定しています。

目標使用年数	大規模改修時期
60 年	30 年

長寿命化前の更新費用見込み (全類型合計)	長寿命化後の更新費用見込み (全類型合計)
約 462 億円	約 410 億円

※目標使用年数は、公共施設等総合管理計画による。

※大規模改修には、故障等による修繕や設備の交換等を含まない。

- ② 施設の維持管理コストの縮減及びPPP（官民連携）の推進
施設の改修時期に合わせ、省エネを進めるとともに、業務委託等をはじめとしたPPPを積極的に導入することにより、維持管理コストの縮減を図ります。

また、施設の大規模改修や更新の整備手法を検討する際には、施設の役割を勘案しつつ、PFI等の積極的な導入を検討します。

※PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。

- ③ 施設の最適化

社会ニーズの変化に対応した施設の在り方を検討するとともに、市民から愛される施設、市民が利用しやすい環境を整備し、機能の確保を図ります。

- ④ 利用者の安全確保

現在、老朽化が進む施設は、全て耐震化構造となっておりますが、今後、危険性が認められた施設は、速やかに応急措置を講じます。

(4) 個別施設方針・検討開始年度

No.	施設名称	評価	建物	サービス	検討開始年度	備考
1	山上多目的集会所	継続	B	A	次期計画	憩いの家と併設のため健康福祉課と協議が必要
2	細田公会堂	継続	B	A	次期計画	
3	刈敷田集会所	継続	B	A	次期計画	
4	川沼集会所	継続	B	A	次期計画	
5	小泉集会所	継続	B	A	次期計画	

6	新沼コミュニティセンター	継続	B	A	次期計画	
7	細田東住宅団地集会所	継続	A	A	次期計画	
8	坪ヶ迫団地集会所	継続	B	A	次期計画	
9	鷲山集会所	継続	A	A	次期計画	
10	南ノ入集会所	継続	A	A	次期計画	
11	北高野集会所	継続	A	A	次期計画	
12	刈敷田南集会所	継続	A	A	次期計画	
13	椎木多目的集会所	継続	B	A	次期計画	
14	石上多目的集会所	継続	B	A	次期計画	
15	小野多目的集会所	継続	B	A	次期計画	

【凡例】

評価	<p>民間活用＝市以外でもサービス提供が可能</p> <p>多機能化＝専門の建物・部屋等が不要</p> <p>集約化＝他施設に類似用途の部屋あり又は、独立施設の必要なし</p> <p>継続＝現状のまま継続</p>
建物	<p>主体建物の築年数や改修状況、耐震性能の有無等を勘案して判断。</p> <p>A＝比較的良好な状態</p> <p>B＝老朽化が進行している状態</p>
サービス	<p>類似施設間での施設稼働率や利用者数、地域の人口推移等を勘案して判断。</p> <p>A＝利用状況が良い</p> <p>B＝利用状況に課題がある</p>
検討開始年度	<p>当該施設又は近隣施設の改修・建替時期や期間終了などの時期に合わせて設定。</p> <p>方針については、建物、サービスの状況を調査したうえで、①民間活用、②多機能化、③集約化・複合化、④継続 等、市民や利用者とともに具体的な方針を検討していきます。</p>
備考	<p>決定事項や、記載しておかなくてはならないことを記載。</p>